

若 群 像

すこしの油断もゆるさない

ゴーとはずみ車が小気味よく回転し、機械の動きにFを走らせるとそこに生産する喜びがわいてくる。

市内のいろいろな産業のなかで工業の総数は76で、年間出荷額は91億円以上にものぼり、従事者は1,674人となっています。市では中小企業の労働相談や、勤労者実態調査などをおこなって、勤労者の生活向上を目指していますが、この若い力と情熱はこの登別をささえる大きな力となっていこうでしょう。

これが区画整理事業



上管別東部地区の土地区画整理事業をおこなう予定で、いま現況測量などの事前調査を進めておりますが、まだ区画整理をしなければならぬところは、市内のあちこちにあり、今後の問題として残されています。

そこで、この区画整理とはどのようなものか、美しいまちづくりを進めていくためにふれてみました。

明るく住みよい

まちづくりとは

わたしたちのまちは、わたしたちの手でつくりあげることが基本でしょう。

しかし、どのようにしたらわたしたちの生活をより豊かにより住みやすくできるでしょうか。

最近では都市へ向かって人口がどんどん集まっています。市でも国勢調査の結果からみて、人口の増加する割合が全道平均を上回り、室蘭・苫小牧地区、道央地区のなかでは第一位にあります。

このように人口が増加すると、住宅や車が増え、道路は狭くなる。住宅、商店、小工場などが密集してくることは当然のことでしょう。

また、郊外のはうは、どうでしょうか。道路・公園・下水道もないまま放置しておきますと、日常生活に不便な環境のまちはできあがり、かりに火災がおこったときは消防車も通れない、雨が降ると災害がおこるといふ状態になりかねません。

このような住みにくい環境を、一日も早くおたがいに衛生的で安全な、そして快適な住いのできる生活都市を目ざし、わたしたちの手で計画的につくらねばなりません。そのためには、わたしたちみんなが将来のことを十分考えて進

んでまちづくりに参加する心がけが最も大切ではないでしょうか。

区画整理とは

どんなことをするのか

身近な問題から考えてみよう。

わたしたちは土地を買って、それぞれ自分の生活の都合いいように家をたてるのが普通でしょう。したがって現代の生活には欠かせない道路、公園、排水、広場といったおたがいが共通して使う公共施設がありません。そこで、そのような地域全体の生活環境を改善しなければ、暮しやすさといえませんが。

つまり、道路は交通量に応じて広く、歩道と車道が区別されているほうが安心して歩けます。道路といっしょに排水路もとのえますので、自然に周辺の土地は衛生的になり、雨がふっても歩行が楽になるばかりでなく災害も防ぐことができます。また緑のある児童公園をつくることによって、子どもたちはのびのびと遊び、交通の輪禍から幼い命を守る役割もはたしてくれるでしょう。

このようなことから無計画な宅地化が進んでいる地域を、なるべく早く地域全体をまたうえから、計画的なまちづくりをする必要があります。そこで広い地域にわたっての公共施設の新設、または整備をする。とあわせて、それぞれ個人の宅地を美しいまちなみに

整理して、さらに利用価値を増すために、土地の形と質を変えることが区画整理です。(この事業は土地区画整理法によって進められます)

まちづくりは

協力なくしてはできない

それでは、この区画整理はだれがおこなうのでしょうか。地域の状況にしたがって、つぎのようにおこなわれています。

- ・土地をもっているか、借りている人が自分の宅地についておこなうことができます。しかし、効果が限られ区画整理の目的を達しづらい場合もありますから、数人で協同し土地をあわせて区域を広げることがあります。

- ・区域のなかで、おもにあまり建物が建っていない農地とか山林などを、七名以上の土地所有者が組合をつくっておこなう場合と、日本住宅公団がおこなう場合があります。

- ・建物が密集している市街地は、市町村が数多くおこなってきいてますが、特に大災害後の復興は国でおこなうのが通例です。

このように個人、組合、日本住宅公団、国、市町村と五者のうちから区域の状況にしたがって事業の施行者になります。しかし区画整理は、だれがおこなうにしろおたがいのために、よりよいまちづくりをするものですから、数多くの人々や機関が参加し協力しなければ、快適な住いのできる生活都市づくりはできないでしょう。

費用は土地の減歩によってまかなう

それが事業をおこなうにしろ、お金を使わないのできるものはありません。工事の施行者が個人であれば組合、市であっても、この事業に必要なお金はその地域内の土地をもっている人たちが公平にだし、あう、土地（減歩）によってまかないます。いうまでもありませんが、その地域周辺であらたに必要となる公共用地のことですからおたがいの土地を少しずつだしあわなければ区画整理はまったくできません。このようにだされた土地のなかから、公共用地（道路、排水、公園など）にふりあてる分の一部を保留しておき、実際にはこれを売って事業の費用を生みだす仕組みになっています。（これを保留地処分といいます）

さて自分の土地を一部だしただが残った土地はどうなるだろうか。形の悪い土地、三角形や細長い土地は使いやすく整形され（第二図参考）、どの土地も道路に面するようきちんと割りあて（換地）されます。しかもこれらは地域全体のうえから総合的に、利用状況に応じて最もよい方法でおこないますから、整理後は地域内のすべての土地がいっせいに値の高い宅地になってしまいます。

このように区画整理は地域内の個人が持っている財産の値打ちを高め、おたがいの利便のためにおこなわれるものです。

用地買収と区画整理はどちらがうか

よく「道路や排水事業のように区画整理事業の公共用地も市が買いとるべきだ」ということを聞きます。なるほど市には道路、公園をつくるだけの単独事業がありますが、しかし、これは土地のある人ない人の区別なく市民全体の立場から事業をおこないます。

例えば、道路用地を必要とするときに、土地全部が道路用地にかかるために別の土地へいたり、ある部分が用地にかかるために、はしぎれの土地がでたりします。これではたとえ市民全体のためとはいえないが、土地をもっている人だけに不合理なしわよせが生ずることになります。これをお金で補償するのが単独事業の用地買収なのです。

これにひきかえ区画整理は、一定区域の公共用地（道路、排水、公園に必要な土地）をあらかじめ少しずつだしあい、それと同時に個人の宅地整形をおこないますから、おたがいの宅地の利益をはかることができます。したがって、用地買収のようにお金をもらってほかへいくこともないし、また土地についているいろいろな権利（たとえば借地権、抵当権など）も割りあてられた土地にそのままのこります。

どのような順序や方法でおこなわれるか

さて、区画整理についてだいたいおわかりになったと思います。そこで、どんな順序や方法で進められるかふれてみましょう。

- ・ 区画整理をおこなう区域を選びそのなかから決定します。
- ・ 事業計画をつくるために、決定された区域内の土地、建物の現況を測量調査します。
- ・ 事業計画（設計・資金計画など）について、その区域のみなさんの意見をきいて道知事の認可をえて決定します。
- ・ 意見を反映させるために、その

区域のみなさんのなかから委員を選び審議会をつくり、また土地、建物を評価するための審議会の同意をえて評価員を選任します。

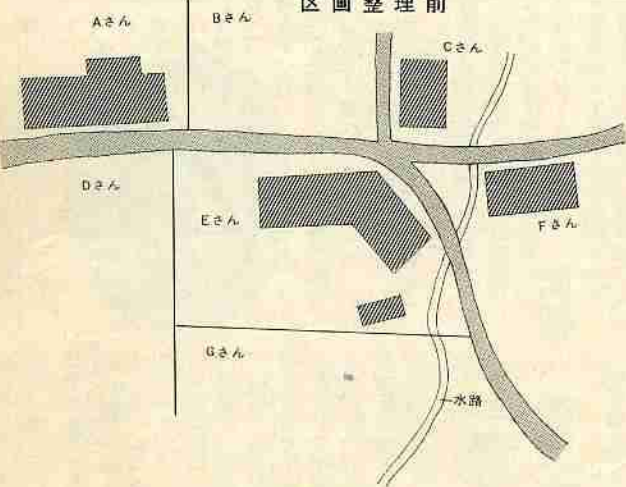
- ・ 事業計画やそれぞれの宅地の状況などによって、整理後の区画割を設計し道知事の認可を受けます。
- ・ これによって仮換地の指定をし建物などの移転をおこないます。
- ・ これと同時に道路、公園、排水、電気、水道の工事をおこないます。
- ・ すべての工事が完了すると、土地の権利者へ確定した換地を通知します。
- ・ 土地、建物の移転によっての登記は市がまとめておこないます。
- ・ 事業の最終段階として、清算金（換地相互間の不均衡があれば調整）をおこなってききました。

全国で五七三都市が美しいまちなみに

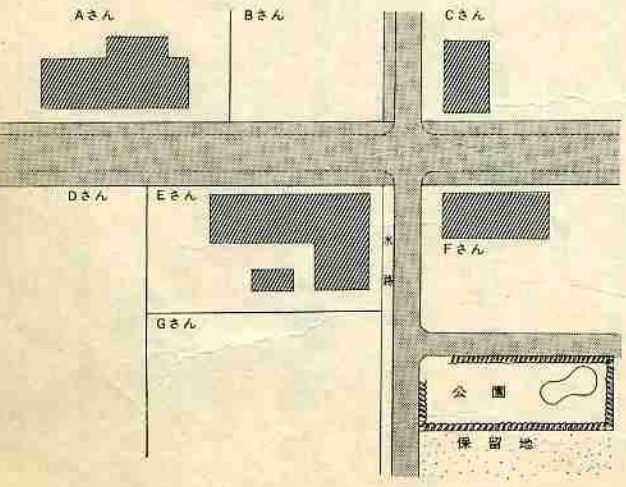
区画整理は古く明治時代からおこなわれてきました。これまでに全国で五七三都市、三二八二地区（一五二〇平方町）、道路はおよそ三万七千余町、鹿兒島間の約二〇倍（公園はおよそ五〇平方町（上野公園の五〇倍））つくられており、市でも昭和三十二年から十年かけて梶別地区（鉄北地区）の区画整理をおこなってききました。

さらに快適な生活ができる生活都市づくりを旨として着々と計画が練られています。

区画整理前



区画整理後





3人目から毎月3,000円

児童手当 来年1月から

新しい「児童手当法」が決まり、来年の一月から、三人目以降の子ども一人について三千元の手当が支給されることとなります。

これは将来、社会のない手となることも健全な育成を目的にその養育の場である家庭の生活を安定させるためのものです。

ところで、いま支給している児童手当は昨年三月に市が独自におこなったものですが、対象となっている七二世帯、九二人の子どもたちには月額千円の手当を支給してきました。しかし、これは国の手当が制度化されるまでの一時的

なもので、支給要件も市民税が均等割以下の世帯が対象となっていました。

これからは国の児童手当によっておこなってまいりますので、市の児童手当は来年一月から廃止になります。そこでいま手当を受けている世帯と新しく対象になる世帯は十月から認定請求の事前受け付けをおこないますので、つぎのようなかたは早めに手続きをすませるようにしてください。

〈給付の対象〉

▽十八歳未満の児童を三人以上養育している人にたいして、三人目以降の児童に支給されます。

なお、支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大することにしてあります。

・昭和四十七年一月から四十八年三月までは五歳未満（昭和四十二年一月二日以降に生れた児童）

・昭和四十八年四月から四十九年三月までは十歳未満（昭和三十八年四月二日以降に生れた児童）

・昭和四十九年四月からは義務教育終了前の全児童が対象になります。

▽前年の所得が、おおむね二百万円以上あるひとは支給されません。

▽児童手当は租税その他の公課の対象にはなりません。

▽厚生年金その他の年金を受けていても、児童手当は支給されます。

〈支給の方法〉

▽十月から市福祉事務所かもよりの各支所で申請を受け付け、支給の認定をおこないます。

▽毎年二月、六月および十月の三期に、それぞれ前月までの四カ月分をまとめて支払いますが、第一回は特例として来年三月に一月と二月の二カ月分をまとめて支給になります。

支給認定のときは、いろいろの手続きや、規定もありますので、くわしく知りたいかたは市福祉事務所でおたずねください。

なお、幼稚園や保育所の保母さんも、この制度に該当しそうな保護者に周知していただくなど、有資格者が支給もれにならないよう

災害遺児手当

支給は来年三月

申請はお早めに

交通事故やその他の災害によって、たぐさんの子どもたちは両親を失ったり、働けないからだの親によって不幸な状態となるでしょう。

そこで市では、ことし七月からそのような子どもたちに災害遺児手当を支給することになりました。まだ、申請手続きをすませていないかたは、早めにするようにしてください。

〈支給要件〉

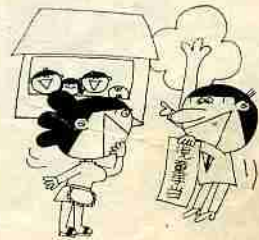
・こともは小・中学校に在学していて、いま子どもと生計をとともにしている父か母であることとなっています。

〈災害とは〉

・道路上での交通事故、天災、事変、火災、労働中に起きたものですが、病死、故意の災害、重大な

ご協力をお願いします。

児童手当 一月から支給



三人目から三、〇〇〇円

過失による災害は含まれません。

〈居住要件〉

・市に住民登録をしていて、引続き六カ月以上居住するかたとなっています。

〈手当額と支給期日〉

・ことも一人につき月額一、五〇〇円で、毎年九月と二月の二期に分けて支給します。

〈申請書類と申請日〉

・ことしは十二月三十日まで受け付けします。

申請書には医師の診断書、警察官の証明、住民票、戸籍謄本などです。

なお、受け付けは市福祉事務所かもよりの支所で受けますが、くわしく知りたいかたはおたずねください。

手術にはこれだけの人の血を使う

手術名	(1人当り200cc採血最大値)
心臓	7人
胃潰瘍の手術	11人
肺の手術	14人
胃がんの手術	24人
人工心肺	30人

お父さん！
ぼくのために献血してね

さらに新しくなった制度

手術に欠くことのできない輸血用保存血液は、交通事故、あるいは産業災害または医学の進歩によってますますその使用量はふえております。

道内の保存血液の年間必要量は十九万五千本（二本は二百cc）、これを室蘭血液センターだけの年間必要量をみると二万五百本となり、この血液を確保するのに毎日

七〇人の協力者が必要になります。このように、みなさんからいただいた大切な血液はわずか三週間しか保存することができません。そのため毎日採血しなければ必要ときに間に合わないことになります。

そこでことしから、感謝の意味から献血したかた、またはその親族のかたが輸血を受けたとき、献血してから三年以内でありますと献血した本人は輸血を受けた全量を、その親族であれば献血した範囲内で保存血液代金の自己負担分を道からもらえる制度ができ、つぎのようになります。

・社会保険の本人
輸血を受けたときは自己負担がありませんので対象になりません

・社会保険の家族
輸血を受けたときは五割が自己負担になりますので一本一、五五〇円（二〇〇cc）について七五五円を道が負担します。

・国民健康保険の本人と家族
輸血を受けたときは三割が自己負担になりますので一本一、五五〇円について四六五円を道が負担

します。

・第三者行為（交通事故など）

全額を道が負担します。

このように道が負担するお金は輸血を受けた本人かまたはその家族のかたが、申請することによって道から直接、本人または世帯主に送金されるようになっていきます

なお、申請書は各病院、血液センター、市衛生課にあります。

献血した後は

短時間のうちに回復

わたしたちはいま健康でも、いつ、どんなときに病気や災害にみまわれるかもわかりません。献血はひとのためばかりでなく、自分

のため（備えでもありません。しかし、初め）血するかたは「採血の途中で異常をきたさないか」「採血直後フラフラしないか」「採血そのものが痛くないか」というような不安をもちがちでしょう。

わたしたちの体の中には平均、四、五〇〇ccから五、〇〇〇ccの血液がありますが、実際に体内をめぐっているのは三、〇〇〇から三、五〇〇ccで、一、〇〇〇から一、五〇〇ccはわたしたちの肝臓や、骨ずいの子備タンクの中におさまっております。ですからかりに二〇〇ccを採血しても、その瞬間子備タンクから活動部へ流入してき

ますから、実際の影響というのはその子備タンク内の量が一時的に減少するだけで身体はすぐ血管中に水分をおくりはじめます。そのためきわめて短時間のうちに以前の量に回復しますので、二〇〇ccくらいでは活動能力にはまったく影響ありません。

それでもフラフラするとしたらそれはまったく心理的なものであって、器質上からくる生理作用とは無関係です。また採血時の痛みは普通病院などでおこなわれる注射程度で採血時間は三分から五分くらいでおわります。

人権を守るひとに

河野 敏文さん



法務省から河野敏文さんが、人権擁護委員として委嘱発令になりました。

この人権擁護委員という仕事は人の生命、身体、自由、名誉信用、住居の安全、その他日常

生活にあるいろいろの悩みを気軽に、ご相談くださいれば親身になってお世話してくれます。

・法律を知らないことにつけこんで無理な要求をされ困っているかた。

・自分の地位や立場を利用するいやがらせで困っているかた。

・無理じいや不当な方法で約束の履行を請求され困っているかた。

・義務をはたさないで、権利だけを主張されて困っているかた。

・はなばなしく不公平な取り扱いや、はずかしめを受けて困っているかた。

・隣り近所の騒音、悪臭、振動などで困っているかた。

・学校のクラブ活動のいき過ぎで子どもさんが困っている家庭。

・交通事故にあって困っているかた。

・そのほか争いごとで悩んでいるかた。

なお、みなさんからの相談については、秘密を守ることになっており、その相談の費用はいっさいありません。

(市内幌別町二四六の一番地 電話五一二四三九 市役所前)

九月に多い大型台風

気象情報に注意しましょう

ことしも、また台風シーズンになりました。八月はじめには、大型の十九号台風が本道にも接近しています。幸い被害はありませんでしたが、九月の長期予報によるとまだ二、三個は本道に接近する台風があると予想されています。

このころの台風は勢力が強く、よく発達した大型のものが多く、沖縄諸島付近をとって本土に接近するか、上陸するようになりま

す。また不規則な動きかたをして、いわゆる迷走台風と呼ばれるコースをとることがよくあります。

台風はたとえ千賭くらいはなれた洋上にあっても、すでにうねりは海岸にうちよせます。また台風が本土に上陸しなくても、本土付近を通過中は、とくに集中豪雨などが発生しやすいので注意が必要です。

昨年の台風発生数は二六個で平

年なみに近い数でしたが、このうち三個が上陸し、なかでも四国に上陸した台風十号による被害は戦後最大のものとなりました。

そこで九月に上陸した台風のうち昭和三十年以降の最も被害の大きい台風をひろってみます。

・昭和三十六年九月十六日

台風十八号、この日は近畿地方を中心に猛威をふるって、被害家屋九八万戸と二〇二人の死者を出し、室戸岬で平地での日本最大風速六六・七メートルを記録した。これはのちに「第二室戸台風」と命名されました。

・昭和四十一年九月二十五日

台風二十六号、この日は関東・中

部地方を襲って死者・行方不明、三一四人を出した。また集中豪雨のため、山梨県足和田村では山津波の大惨事がありました。

・昭和三十四年九月二十六日

台風十五号、この日は中部地方を襲って死者五、〇四一人、被害家屋は五七万戸にのぼった。これはのちに伊勢湾台風と命名されました。

・昭和三十三年九月二十七日

台風二二号、この日は中伊豆を襲って死者三三一人、全壊流失家屋一、〇四四戸にのぼった。のちに狩野川台風と命名されました。

なお昭和になってからの台風の

うちで、日本に上陸した大型台風だけで三八個、このうち二三個が九月に集中しています。

このように、毎年やってくる台風や地震を個人の力でくい止めることはできませんが、わたしたちは、その被害をできるだけ小さく防ぐ方法と知恵をもっているはずで、天災だ！と目をおおってしまつては災害を防ぐことはできません。

わたしたちは、ふだんから交通や公害と同じように、災害と隣りあわせに暮らしているわけですから、つねに災害からのがれることよりも、防ぐ方向へ考えかたを進めましょう。

ただいま受付中

市営住宅五二戸建設



住宅難を解消するため、毎年、市営住宅を建設しておりますが、ことしも川上町八三番地（自衛隊付近）に十二月上旬をめざして、建設工事を進めております。

この市営住宅は十二月中旬に入居できる予定ですので、入居希望のかたは市建築課へ申し込みしてください。

▽申込期間

十月十一日（月曜日）まで。

▽募集戸数と家賃

一種（二DK、二二戸）

五千七百円
（三DK、七戸） 六千五百円
二種（二DK、一八戸） 四千三百円

（三DK、六戸） 五千円

▽入居資格

・いま同居しているか、同居しようとする親族のあるかた。
・申し込み日につきの収入基準にあうかた。

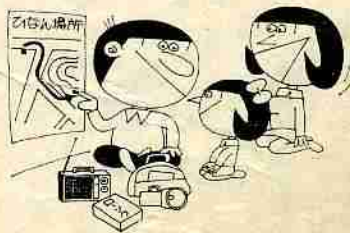
一種、基準収入月額二万七千円以上四万六千円以下のかた。

二種、基準収入月額二万七千円以下のかた。

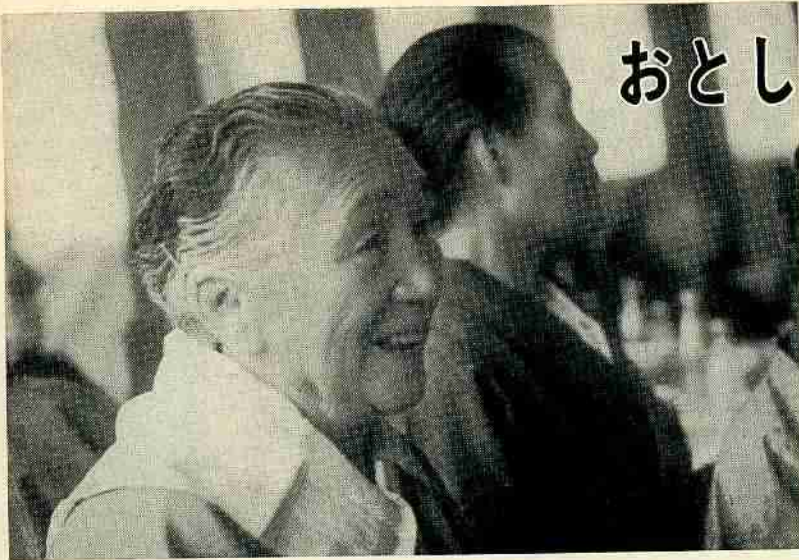
・いま住宅にこまっているかたで登別市に住民登録をしていて、市内に勤務場所があるかたとなっております。

台風集中豪雨のシーズンです

- 気象情報に十分な注意を
- 停電に備え懐中電灯、ローソク、ラジオの用意
- 避難場所はあらかじめ知っておこう



おとしよりの休日



八月十五日は敬老の日、この日から一週間は「老人福祉週間」です。人生の荒波をのりこえ、こにつくされたおとしよりのかたがたにたいして感謝の気持と、幸せな余生を送ることができるよう努めたいものです。

しかし、今日はおとしよりにとって生きがいのある日々となっているか考えさせられることが多いのですが、敬老会に出席するのが楽しみですと話していたおとしよりのためにも、せめて一年に一度でもわたしたちひとりひとりが長寿を祝ってあげようではありませんか。



お孫さんが、今日は、おじいさん、おばあさんのためにといっしょうけんめい歌った。



市長からのプレゼント、敬老年金を受けとるおとしよりのたち。

市の人口

7月末現在

総人口	46,718 (28増)
男	23,558 (-)
女	23,160 (28増)
世帯数	13,142 (16増)
() 内は先月との増減	

みんなで加入、楽しい生活

1カ月40円であなたを守る

市民交通
傷害保険



今月の納税

- ◎市道民税 (第2期)
- ◎国保税 (第2期)

9月30日までです。忘れずに納期内に納めましょう。

